

四 半 期 報 告 書

(第90期第2四半期)

自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日

東 京 電 力 株 式 会 社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】		
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
(1) 【株式の総数等】	12
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	23
(4) 【ライツプランの内容】	23
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	23
(6) 【大株主の状況】	24
(7) 【議決権の状況】	25
2 【役員の状況】	26
第4 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
(1) 【四半期連結貸借対照表】	28
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	30
【四半期連結損益計算書】	30
【四半期連結包括利益計算書】	31
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	32
2 【その他】	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	41

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月5日
【四半期会計期間】	第90期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 横 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 横 憲一郎
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通1丁目1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見2丁目9番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第89期 第2四半期連結 累計期間	第90期 第2四半期連結 累計期間	第89期
会計期間		平成24年 4月1日から 平成24年 9月30日まで	平成25年 4月1日から 平成25年 9月30日まで	平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで
売上高	百万円	2,875,903	3,216,126	5,976,239
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△166,266	141,663	△326,955
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失(△)	〃	△299,483	616,195	△685,292
四半期包括利益又は包括 利益	〃	△298,722	644,434	△665,561
純資産額	〃	1,511,351	1,782,023	1,137,812
総資産額	〃	15,503,620	14,565,288	14,989,130
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損 失(△)	円	△186.89	384.53	△427.64
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益	〃	—	124.84	—
自己資本比率	%	9.6	12.1	7.5
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△24,748	116,208	260,895
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△215,076	△40,317	△636,698
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	908,632	△200,950	632,583
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	〃	1,923,070	1,394,299	1,514,564

回次		第89期 第2四半期連結 会計期間	第90期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		平成24年 7月1日から 平成24年 9月30日まで	平成25年 7月1日から 平成25年 9月30日まで
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失(△)	円	△6.92	111.24

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第89期第2四半期連結累計期間及び第89期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していない。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社53社及び関連会社36社（平成25年9月30日現在）で構成されている。

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要な不可欠なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指していく。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとした。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、水力発電による電力の販売、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[カスタマーサービス]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[コーポレート]

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

[その他]

〈情報通信事業〉 〈エネルギー・環境事業〉 〈住環境・生活関連事業〉

平成25年3月をもって、当社関係会社の「㈱テプコケーブルテレビ」は解散し、平成25年6月に清算終了となった。

また、平成25年7月をもって、当社関係会社の「東電環境エンジニアリング㈱」を存続会社とし、同じく当社関係会社の「東電工業㈱」及び「尾瀬林業㈱」を消滅会社とする吸収合併を実施し、3社の発電関連事業や環境関連事業を「東京パワーテクノロジー㈱」に統合した。

さらに、同月、当社関係会社の「㈱ティ・オー・エス」を承継会社とし、同じく当社関係会社の「㈱東電ホームサービス」を分割会社とする吸収分割を実施し、2社の営業関連事業を「テプコカスタマーサービス㈱」に統合するとともに、同じく当社関係会社の「東電タウンプランニング㈱」を存続会社とし、「㈱東電ホームサービス」及び当社関係会社の「東電広告㈱」を消滅会社とする吸収合併を行い、3社の配電関連事業を「東電タウンプランニング㈱」に統合した。

なお、当社関係会社の「日本原子力発電㈱」は、電気事業法上の卸電気事業者であるため「電気事業」に整理していたが、報告セグメントの変更に伴い「電気事業」のセグメントを廃止したことから、第1四半期連結会計期間より、エネルギー・環境事業の電気の卸供給に整理している。

(主な関係会社)

〈情報通信事業〉

情報ソフト・サービス：㈱テプコシステムズ、テプコカスタマーサービス㈱、㈱アット東京

〈エネルギー・環境事業〉

設備の建設・保守：東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、東京電設サービス㈱、東電タウンプランニング㈱、㈱関電工、㈱東京エネシス

電気の卸供給：東京発電㈱、君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱、日本原子力発電㈱

〈住環境・生活関連事業〉

サービス：東電パートナーズ㈱、㈱当間高原リゾート

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成24年5月に国の認定を受けた。また、平成24年11月には「改革集中実施アクション・プラン」を含む「再生への経営方針」を策定し、これらのもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、諸課題の克服に向けた対応に全力で取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

当社は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故により、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけしているとともに、「再生への経営方針（平成24年11月7日）」に記載したリスクを抱えている。

福島第一原子力発電所1～4号機では、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、緊急かつ最大の経営課題である大量の汚染水の保管・処理などの安定化維持や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等が行われており、その内容を踏まえた安全性向上策等を実施していくこととなる。これらにより、当社及び当社関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、原子力発電所の安全対策強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていくが、この状況が続いた場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(8) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(9) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

(13) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比11.8%増の3兆2,161億円、経常損益は1,416億円の利益（前年同四半期は経常損失1,662億円）となった。

販売電力量は、3月から4月にかけて気温が前年を上回って推移し暖房需要が減少したことに加え、生産水準の回復が緩やかであることから、前年同四半期比1.3%減の1,317億kWhとなった。

内訳としては、電灯は前年同四半期比1.4%減の434億kWh、電力は同3.7%減の54億kWh、特定規模需要は同1.0%減の828億kWhとなった。

収入面では、昨年実施した料金改定や燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、電気料収入は前年同四半期比11.2%増の2兆8,833億円となった。

これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年同四半期比11.8%増の3兆2,161億円、経常収益は前年同四半期比11.8%増の3兆2,552億円となった。

一方、支出面では、原子力発電が全機停止するなか、為替レートの大幅な円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、人件費の削減や修繕工事の緊急的な繰り延べなど全社を挙げて徹底的なコスト削減に努めたことなどから、経常費用は前年同四半期比1.2%増の3兆1,135億円となった。

四半期純損益は、特別利益として原子力損害賠償支援機構資金交付金6,662億円と固定資産売却益742億円を計上した一方、災害特別損失220億円や原子力損害賠償費2,305億円を特別損失に計上したことなどから、6,161億円の利益（前年同四半期は四半期純損失2,994億円）となった。

また、当第2四半期連結累計期間における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。

[フュエル&パワー]

売上高は、前年同四半期比0.4%増の1兆5,703億円となり、営業利益は前年同四半期比58.1%減の186億円となった。

[パワーグリッド]

売上高は、前年同四半期比9.0%減の7,960億円となり、営業利益は前年同四半期比17.5%減の1,013億円となった。

[カスタマーサービス]

売上高は、前年同四半期比12.5%増の3兆1,151億円となり、営業利益は671億円（前年同四半期は603億円の営業損失）となった。

[コーポレート]

売上高は、前年同四半期比165.0%増の3,362億円となり、営業損失は386億円（前年同四半期は2,357億円の営業損失）となった。

[その他]

売上高は、前年同四半期比15.0%減の1,975億円となり、営業利益は前年同四半期比25.6%減の170億円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,202億円（7.9%）減少し、1兆3,942億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の収入は、1,162億円（前年同四半期は247億円の支出）となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したものの、電気料収入が増加したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の支出は、前年同四半期比81.3%減の403億円となった。これは、固定資産の売却や預け入れ期間が3ヶ月以内の定期預金への資金の振替などによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の支出は、2,009億円（前年同四半期は9,086億円の収入）となった。これは、株式の発行による収入がなくなったことなどによるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、今後も被害者の方々への親身・親切的な賠償や長期に及ぶ原子炉の廃止措置に責任をもって取り組んでまいり所存であるが、賠償・除染費用や原子炉の廃止措置関連費用など、被害の地域的広がりや被害額、復旧必要額の大きさなどからみて国家的難題に直面している。また、電力市場の全面自由化をはじめとする電力システム改革により競争がさらに激化するなど、当社を取り巻く事業環境が一層厳しさを増す一方、引き続き安定供給を確保していくためには、原子力の安全対策強化や経年火力の適切な運転・リプレースなど電力設備の運用・更新を確実に実施していくことが不可欠である。

こうしたなか、現在の支援の枠組みのみで対応した場合、国に依存した状態から脱却することは長期にわたって困難となり、将来への展望が見いだせない状態が続けば、事業活動に不可欠な資金の不足や人材の流出などにより企業体力の劣化が加速していくことが予想される。その結果、全面自由化への対応はもとより、安定供給の確保に支障が生じるとともに、賠償や廃炉などの責務を持続的に果たしていくことも厳しい状況になる。

こうした状況下において、当社は、競争環境のもとで市場原理に基づいて資金調達・投資決定を自律的に行うダイナミックな民間企業に早期に復帰し、技術・人材といった経営基盤を保持していく。このため、巨額の財務リスクについて、国による新たな支援の枠組みの検討を引き続き要請する一方、以下の施策等により企業改革を徹底的にすすめ、「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」という新たな使命を果たしていく所存である。

① 「福島の復興」を原点とする取り組み

事故の責任を全うするため、福島復興本社を中心に、国や自治体と連携しながら、親身・親切的な賠償の徹底・深化、除染・復興推進等にグループ一丸となって取り組んでいく。

具体的には、本年3月に開始した宅地・建物・家財に係る賠償を迅速にすすめるとともに、被害者の方々の個別事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。また、除染関連業務に携わる要員を本年内に昨年の3倍にあたる300名規模に増やすとともに、地域の経済復興や雇用回復・創出につながる取り組みをすすめていく。

② 原子力安全対策の取り組み

当社は、引き続き、中長期ロードマップに沿った福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置作業を確実に実施していく。しかしながら、福島第一原子力発電所においては、タンクからの汚染水漏えいや汚染水の海への流出などの重大な問題が発生しており、発電所周辺の地域のみならずははじめ広く社会のみならずに多大なご迷惑・ご心配をおかけしている。当社は、この問題を緊急かつ最大の経営課題として重く受け止め、社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置して対策の緊急かつ抜本的強化を図ることに加え、内閣総理大臣の要請を受けて、以下の対応をすすめていく。

- ・これまでに手当てした約1兆円と同程度の支出が必要になっても対応できるよう、コストダウンや投資抑制により、今年度から10年間の総額としてさらに1兆円を確保する。
- ・多核種除去装置のさらなる増強も含め、平成26年度中に全ての汚染水の浄化を完了できるよう取り組む。
- ・福島第一原子力発電所5、6号機の取り扱いは現時点で未定であるが、本年末までに取り扱いを判断する。

柏崎刈羽原子力発電所については、設備の適切な維持管理に加えて、建屋への浸水防止工事など、一層の安全性向上に向けた対策を確実に実施しており、本年9月27日には、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機について、原子力規制委員会に対して新規規制基準への適合申請を行った。

こうした取り組みに加え、「原子力改革監視委員会」の監督のもと、本年3月に策定した「原子力安全改革プラン」に基づき、設備面及び運用面におけるさまざまな安全性向上対策を迅速に強化するとともに、社外出身者をトップとする原子力安全監視室の設置や、安全・品質向上に取り組むための組織改編、リスクコミュニケーション活動の充実等によるマネジメント面の強化にも取り組んでいる。

③ サバイバルのためのコスト削減とコスト管理の徹底

電力市場の全面自由化後も市場競争に勝ち抜いていけるよう、抜本的なコスト削減に取り組むとともに、外部有識者を委員とする「調達委員会」のもとで調達構造や慣行の見直しをすすめていく。これらにより、総合特別事業計画で掲げた10年間平均で3,365億円という削減目標額から、さらに年1,000億円規模のコスト削減の上積みをめざす。加えて、現段階では柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の時期が見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていく。また、全社に管理会計を導入し、細分化された組織単位での自発的なコスト削減・収益拡大のメカニズムを確立する。

④ 社内カンパニー制の導入による経営改革

将来のホールディングカンパニー制への移行も視野に入れ、各事業部門が自発的に収益拡大に取り組み競争力を高めていくことができるよう、本年4月より社内カンパニー制を導入した。

各カンパニーにおける取り組みの内容は、以下のとおりである。

イ. フュエル&パワー・カンパニー

火力発電による電力の販売や燃料の調達等を行う当カンパニーは、低廉な電力を安定的にお客さまにお届けするとともに、コスト削減と売上拡大による利益・カンパニー価値の最大化をめざす。

このため、火力発電設備の建設・定期点検の工程短縮や工事の実施内容・範囲の厳選等により、燃料費・固定費を徹底して削減する。中長期的には、石炭火力発電や高効率LNG火力発電へのリプレースやシェールガスをはじめとする低廉な軽質LNGの大幅な導入拡大等により、発電原価構造を抜本的に改善していく。また、現在実施している海外での発電事業や燃料事業等を着実に推進するとともに、優良な投資案件の発掘にも取り組んでいく。

ロ. パワーグリッド・カンパニー

送配電網（パワーグリッド）による電力供給を行う当カンパニーは、徹底したコスト削減ときめ細かいリスク管理を行い、託送原価の低減と電力系統の信頼度の維持をめざすとともに、中立・公平な送配電網の利用環境を提供していく。

このため、あらゆる領域におけるコスト削減策を恒常化したうえで一層の深掘りを検討するほか、設備の劣化管理をさらに高度化する。また、送配電網の利用における新電力と社内組織との公平な取り扱いを徹底し、託送業務の中立性を確保することに加え、系統情報等の積極的な開示により事業運営の透明性を高めていく。さらに、再生可能エネルギーの大量導入や全国レベルでの電力融通に対応するため、系統電圧対策や地域間連系線のさらなる活用に向けた検討・整備などを実施する。

ハ. カスタマーサービス・カンパニー

お客さまとの接点となる当カンパニーは、全面自由化後の競争を勝ち抜くため、スマート社会・スマートライフを実現する魅力あるトータルソリューションを提供する。

このため、これまで培ってきたノウハウを活かしつつ、アライアンスなどにより広く社外の知見を取り入れ、電気だけではなく周辺事業を含めた最適なソリューションを提案する。また、お客さまのライフスタイルにあわせて選んでいただける電気料金メニューを充実させるとともに、スマートメーターを利用したサービス等を検討し、提供していく。

さらに、価格競争力の強化に向けて、卸電力取引所の積極的な活用や新規電源調達における入札の利用等により、中長期的な電気料金の低減に取り組んでいく。

⑤ 業務改革

上記の取り組みを一層加速させていくため、人事制度や広報の改革にも取り組んでいく。具体的には、処遇制度や評価制度の見直しにより実力主義を徹底するとともに、新たな人材育成体系の構築等を通じ、成長・改革を牽引し続ける人材を創出する。また、リスクやトラブル情報の迅速かつ正確な発信や経営トップが前面に立った広報等を実施し、社会からの信頼を回復できるよう努めていく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、6,840百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(5) 生産及び販売の状況

当社は、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、水力発電及び送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「カスタマーサービス」及び原子力発電等を行う「コーポレート」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、販売電力量を四半期ごとに比較すると、第1四半期・第3四半期と比べて、第2四半期・第4四半期の販売電力量は、冷暖房需要により増加し、相対的に高水準となる。また、第2四半期は、夏季のピーク需要に対応する供給コストの上昇を反映した夏季料金（7月1日から9月30日まで）を設定しており、料金収入に季節的変動がある。

① 需給実績

種別		平成25年度第2四半期累計	前年同四半期比 (%)	
発電電力量	連結会社	水力発電電力量 (百万kWh)	6,795	97.2
		火力発電電力量 (百万kWh)	107,747	95.5
		原子力発電電力量 (百万kWh)	0	—
		新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	27	92.6
	他社受電電力量 (百万kWh)		26,432 △2,152	101.5 184.1
	融通電力量 (百万kWh)		7,879 △3,721	205.9 95.0
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)		△1,302	93.1
	合計 (百万kWh)		141,705	99.0
総合損失電力量 (百万kWh)		10,026	101.9	
販売電力量 (百万kWh)		131,679	98.7	
出水率 (%)		92.4	—	

(注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量487百万kWhが含まれている。

2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。

3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。

4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量 (平成25年度第2四半期178百万kWh) を含んでいる。

5. 平成25年度第2四半期出水率は、昭和57年度第2四半期から平成23年度第2四半期までの第2四半期の30か年平均に対する比である。

なお、平成24年度第2四半期出水率は、昭和56年度第2四半期から平成22年度第2四半期までの第2四半期の30か年平均に対する比であり、96.5%である。

② 販売実績

a 契約高

種別		平成25年9月30日現在	前年同四半期比 (%)
契約口数	電灯	26,953,578	100.7
	電力	2,063,429	97.7
	計	29,017,007	100.5
契約電力 (千kW)	電灯	97,657	101.3
	電力	13,939	97.0
	計	111,596	100.8

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

b 販売電力量

種別		平成25年度第2四半期累計 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
特定規模需要 以外の需要	電灯	定額電灯	101	100.8
		従量電灯A・B	30,123	97.7
		従量電灯C	5,908	94.9
		その他	7,290	105.9
		計	43,422	98.6
	電力	低圧電力	4,525	96.4
		その他	897	95.7
		計	5,422	96.3
	電灯電力合計		48,844	98.4
	特定規模需要		82,835	99.0
電灯電力・特定規模合計		131,679	98.7	
他社販売		1,960	207.0	
融通		3,719	95.0	

c 料金収入

種別	平成25年度第2四半期累計 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電灯	1,166,214	111.2
電力	1,717,093	111.2
電灯電力合計	2,883,307	111.2
他社販売	31,559	209.8
融通	61,130	111.8

- (注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

d 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成25年度第2四半期累計		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
鉱 工 業	鉱業	78	100.9	
	製 造 業	食料品	3,059	102.8
		繊維工業	170	109.8
		パルプ・紙・紙加工品	1,223	105.2
		化学工業	4,720	103.8
		石油製品・石炭製品	278	118.4
		ゴム製品	298	97.0
		窯業土石	1,141	97.7
		鉄鋼業	4,104	102.1
		非鉄金属	1,778	93.3
		機械器具	7,886	96.2
		その他	4,850	99.5
		計	29,508	99.8
計	29,586	99.8		
そ の 他	鉄道業	2,973	99.1	
	その他	6,421	100.0	
	計	9,394	99.7	
合計		38,981	99.8	

(6) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第2四半期連結累計期間に重要な変更はない。また、当第2四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はない。

なお、前連結会計年度末における設備の新設等の計画の当第2四半期連結累計期間の完了分は、次のとおりである。

(変電設備)

件名	電圧 (kV)	出力 (千kVA)	着工	運転開始
京浜変電所取替	275	450 △220	平成23/2	平成25/6

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月5日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	同左	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBAA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{新たに発行する1株当たりの払込金額}}{\text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5\%$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。））。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ、合理的な措置

上記ハ、乃至ホ、に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ、A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ、に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ、B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	3,547,017	—	1,400,975	—	743,555

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.69
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	47,306	1.33
クレディ・スイス・セキュリ ティーズ (ユーエスエー) エ ルエルシー エスピーシー エル. フォー イーエックス シーエル. ビーイーエヌ (常 任代理人 クレディ・スイス 証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1丁目6番1号)	43,727	1.23
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	29,222	0.82
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	23,791	0.67
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,836	0.53
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,252	0.43
計	—	2,223,141	62.68

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.10
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	473,064	1.48
クレディ・スイス・セキュリ ティーズ (ユーエスエー) エ ルエルシー エスピーシー エル. フォー イーエックス シーエル. ビーイーエヌ (常 任代理人 クレディ・スイス 証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1丁目6番1号)	437,278	1.37
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	292,221	0.92
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	237,911	0.74
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	188,368	0.59
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	152,524	0.48
計	—	18,831,413	58.97

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,002,200	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,719,300		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,613,100	15,936,131	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,682,931	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,936,131	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,002,200	—	3,002,200	0.08
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
計	—	6,721,500	—	6,721,500	0.19

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
固定資産	12,248,110	12,041,393
電気事業固定資産	7,320,361	7,168,806
水力発電設備	631,071	615,976
汽力発電設備	846,988	824,778
原子力発電設備	745,537	729,703
送電設備	1,946,158	1,902,894
変電設備	764,362	746,428
配電設備	2,099,594	2,079,595
業務設備	134,362	130,813
その他の電気事業固定資産	152,287	138,614
その他の固定資産	288,123	280,614
固定資産仮勘定	994,481	1,097,108
建設仮勘定及び除却仮勘定	994,481	1,097,108
核燃料	807,303	805,702
装荷核燃料	141,809	141,766
加工中等核燃料	665,494	663,936
投資その他の資産	2,837,839	2,689,162
長期投資	151,598	148,174
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,032,414
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	741,034
その他	724,195	768,113
貸倒引当金（貸方）	△580	△575
流動資産	2,741,020	2,523,895
現金及び預金	1,754,977	1,456,328
受取手形及び売掛金	475,752	610,708
たな卸資産	※1 227,672	※1 211,172
その他	286,097	249,972
貸倒引当金（貸方）	△3,480	△4,286
合計	14,989,130	14,565,288

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,804,252	10,781,373
社債	※ ³ 3,768,108	※ ³ 3,583,427
長期借入金	※ ³ 3,024,908	※ ³ 2,870,728
退職給付引当金	424,198	410,794
使用済燃料再処理等引当金	1,108,592	1,081,598
使用済燃料再処理等準備引当金	60,799	62,015
災害損失引当金	702,000	696,054
原子力損害賠償引当金	1,765,716	1,115,288
資産除去債務	826,577	834,338
その他	123,350	127,125
流動負債	2,042,284	1,996,961
1年以内に期限到来の固定負債	※ ³ 1,127,182	※ ³ 1,268,673
短期借入金	11,240	11,379
支払手形及び買掛金	334,998	247,106
未払税金	87,748	80,380
その他	481,115	389,421
特別法上の引当金	4,780	4,930
原子力発電工事償却準備引当金	4,780	4,930
負債合計	13,851,317	12,783,264
株主資本	1,163,467	1,779,682
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,621	743,619
利益剰余金	△972,773	△356,545
自己株式	△8,356	△8,366
その他の包括利益累計額	△46,762	△22,716
その他有価証券評価差額金	2,452	4,342
繰延ヘッジ損益	△18,261	△14,852
土地再評価差額金	△3,254	△3,286
為替換算調整勘定	△27,699	△8,919
少数株主持分	21,107	25,057
純資産合計	1,137,812	1,782,023
合計	14,989,130	14,565,288

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
営業収益	2,875,903	3,216,126
電気事業営業収益	2,721,358	3,067,669
その他事業営業収益	154,545	148,456
営業費用	※1 2,980,492	※1 3,048,903
電気事業営業費用	2,844,749	2,916,814
その他事業営業費用	135,743	132,088
営業利益又は営業損失(△)	△104,589	167,223
営業外収益	35,004	39,085
受取配当金	2,312	3,173
受取利息	9,531	9,073
持分法による投資利益	15,616	14,700
その他	7,545	12,137
営業外費用	96,681	64,644
支払利息	60,715	57,517
その他	35,966	7,127
四半期経常収益合計	2,910,908	3,255,211
四半期経常費用合計	3,077,174	3,113,547
経常利益又は経常損失(△)	△166,266	141,663
剰水準備金引当又は取崩し	△4,750	—
剰水準備引当金取崩し(貸方)	△4,750	—
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	213	149
原子力発電工事償却準備金引当	213	149
特別利益	110,234	740,553
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	666,255
固定資産売却益	27,532	74,298
有価証券売却益	2,792	—
関係会社株式売却益	6,276	—
退職給付制度改定益	73,633	—
特別損失	235,869	252,666
災害特別損失	—	22,085
原子力損害賠償費	235,869	230,580
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△287,362	629,401
法人税、住民税及び事業税	10,918	11,317
法人税等調整額	△758	△539
法人税等合計	10,159	10,778
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△297,522	618,622
少数株主利益	1,960	2,427
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△299,483	616,195

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△297,522	618,622
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△691	325
繰延ヘッジ損益	20	36
為替換算調整勘定	633	12,774
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,162	12,675
その他の包括利益合計	△1,199	25,811
四半期包括利益	△298,722	644,434
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△300,939	640,274
少数株主に係る四半期包括利益	2,216	4,160

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△287,362	629,401
減価償却費	313,888	322,116
固定資産除却損	8,728	12,026
退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,149	△13,289
使用済燃料再処理等引当金の増減額(△は減少)	△27,876	△26,993
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額(△は減少)	1,169	1,215
災害損失引当金の増減額(△は減少)	5,339	21,830
受取利息及び受取配当金	△11,843	△12,247
支払利息	60,715	57,517
持分法による投資損益(△は益)	△15,616	△14,700
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	△666,255
原子力損害賠償費	235,869	230,580
固定資産売却益	△27,532	△74,298
有価証券売却益	△2,792	—
関係会社株式売却益	△6,276	—
使用済燃料再処理等積立金の増減額(△は増加)	51,987	38,432
売上債権の増減額(△は増加)	△110,398	△134,729
仕入債務の増減額(△は減少)	53	△78,490
その他	△38,655	△9,706
小計	153,546	282,410
利息及び配当金の受取額	11,270	13,433
利息の支払額	△61,120	△56,965
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△86,853	△50,121
原子力損害賠償支援機構資金交付金の受取額	663,000	817,000
原子力損害賠償金の支払額	△705,215	△872,663
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	622	△16,885
営業活動によるキャッシュ・フロー	△24,748	116,208
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△297,008	△304,340
固定資産の売却による収入	44,452	76,976
工事負担金等受入による収入	2,573	2,024
投融資による支出	△85,967	△58,113
投融資の回収による収入	100,983	59,396
定期預金の預入による支出	△20,283	△59,331
定期預金の払戻による収入	25,813	241,622
その他	14,359	1,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	△215,076	△40,317

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	589,273	89,220
社債の償還による支出	△448,700	△193,310
長期借入れによる収入	216,588	35,502
長期借入金の返済による支出	△100,445	△130,782
短期借入れによる収入	758,394	10,377
短期借入金の返済による支出	△1,099,734	△10,377
株式の発行による収入	997,449	—
その他	△4,192	△1,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	908,632	△200,950
現金及び現金同等物に係る換算差額	385	4,794
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	669,192	△120,265
現金及び現金同等物の期首残高	1,253,877	1,514,564
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,923,070	※1 1,394,299

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間
(平成25年4月1日から
平成25年9月30日まで)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社テプコケーブルテレビは清算終了したことにより、連結の範囲から除外している。

当第2四半期連結会計期間より、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社は連結子会社である東電環境エンジニアリング株式会社（現 東京パワーテクノロジー株式会社）に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外している。また、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社は連結子会社である東電タウンプランニング株式会社に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外している。

当第2四半期連結累計期間
 (平成25年4月1日から
 平成25年9月30日まで)

1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額4,037,481百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額3,917,481百万円と前連結会計年度の見積額との差額230,580百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年5月31日に同日時点での要賠償額の見通し額3,909,334百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第2四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,789,334百万円と、同年2月4日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額3,123,079百万円との差額666,255百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 原子力発電施設解体費の計上方法の変更

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号。以下「解体引当金省令」という)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更することになる。なお、この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区分することが困難なため、遡及適用は行わない。

本費用計上方法の変更による影響額は、当第2四半期連結財務諸表の作成時において評価中である。

3. 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号。以下「改正省令」という)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。なお、この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

これに伴う影響額は、当第2四半期連結財務諸表の作成時において評価中である。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	5,003百万円	3,251百万円
仕掛品	9,271	17,648
原材料及び貯蔵品	213,397	190,272

2. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
イ 関連会社等の金融機関からの借入金に 対する保証債務	206,236百万円	188,962百万円
ロ 関連会社が発行している社債に対する 保証債務	9,597	9,597
ハ 関連会社等が締結した契約の履行に対 する保証債務	21,982	5,267
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	225,462	218,762
計	463,278	422,589

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
	70,000百万円	70,000百万円

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」とい

う)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第2四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況がなく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 財務制限条項

前連結会計年度(平成25年3月31日)

当社の社債(676,411百万円)、長期借入金(21,764百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(199,994百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当第2四半期連結会計期間(平成25年9月30日)

当社の社債(765,649百万円)、長期借入金(21,764百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(199,994百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用(相殺消去後2,916,814百万円、相殺消去額△6,227百万円(前第2四半期連結累計期間は相殺消去後2,844,749百万円、相殺消去額△9,460百万円))に含まれる販売費及び一般管理費の金額(相殺消去前)は、151,196百万円(前第2四半期連結累計期間172,949百万円)であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
給料手当	47,616百万円	44,396百万円
退職給付引当金繰入額	16,659	6,358

2. 季節的変動

前第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、第1四半期・第3四半期と比べて、第2四半期・第4四半期の販売電力量は、冷暖房需要により増加し、相対的に高水準となる。

また、第2四半期は、夏季のピーク需要に対応する供給コストの上昇を反映した夏季料金(7月1日から9月30日まで)を設定しており、売上高に季節的変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
現金及び預金勘定	1,951,522百万円	1,456,328百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△28,452	△62,028
現金及び現金同等物	1,923,070	1,394,299

(株主資本等関係)

1. 株主資本の金額の著しい変動

前第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）

当社は、平成24年7月31日を払込期日とする第三者割当増資（原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式の発行）を実施した。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が500,000百万円、資本剰余金が500,000百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が1,400,975百万円、資本剰余金が743,626百万円となっている。

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	13,500	39,975	2,668,940	49,952	2,772,369	103,534	2,875,903	—	2,875,903
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,551,137	834,994	100,773	76,915	2,563,822	128,883	2,692,705	△2,692,705	—
計	1,564,638	874,970	2,769,714	126,867	5,336,191	232,417	5,568,608	△2,692,705	2,875,903
セグメント利益又は 損失(△)	44,350	122,894	△60,352	△235,799	△128,906	22,877	△106,029	1,439	△104,589

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,439百万円には、セグメント間取引消去1,438百万円等が含まれている。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

II 当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	14,116	42,770	3,011,222	58,442	3,126,552	89,573	3,216,126	—	3,216,126
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,556,194	753,311	103,943	277,802	2,691,252	108,014	2,799,266	△2,799,266	—
計	1,570,311	796,081	3,115,166	336,245	5,817,804	197,588	6,015,393	△2,799,266	3,216,126
セグメント利益又は 損失(△)	18,600	101,391	67,106	△38,689	148,408	17,010	165,419	1,803	167,223

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,803百万円には、セグメント間取引消去1,802百万円等が含まれている。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要な不可欠なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織

は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指していく。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとしたものである。

また、事業セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法を変更しており、セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の算定方法に基づき作成したものを開示している。

(注) 各報告セグメントの主な事業内容は、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載している。

(1株当たり情報)

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)	△186円89銭	384円53銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	124円84銭

(注) 1. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△299,483	616,195
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△299,483	616,195
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,602,475	1,602,466

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	3,333,333
うちA種優先株式 (千株)	—	1,066,666
うちB種優先株式 (千株)	—	2,266,666
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月5日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「注記事項 追加情報 1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額4,037,481百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,917,481百万円と前連結会計年度の見積額との差額230,580百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年5月31日に同日時点での要賠償額の見通し額3,909,334百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第2四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,789,334百万円と、同年2月4日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額3,123,079百万円との差額666,255百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。
なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。
2. 「注記事項 四半期連結貸借対照表関係 2. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当第2四半期連結会計期間」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第2四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。